

報道関係者 各位

令和3年5月27日

【照会先】 秋田労働局健康安全課
課長 佐藤 存
産業安全専門官 田川 健志
(電話) 018-862-6683

令和2年における労働災害の発生状況

秋田労働局（局長 甲斐三照）は、令和2年（1月～12月）の労働災害発生状況を別紙のとおり取りまとめました。

概要は、次のとおりです。

（概要）

1 死傷者数の減少が小幅にとどまる

秋田県内における令和2年の労働災害による死傷者数（休業4日以上、以下同じ。）は1,087人で、令和元年（以下「前年」という。）と比較して0.1%減少しましたが、3年連続で1,000人を超える結果となりました。《資料1、2》

主要業種別の死傷者数は、建設業が200人と最も多く、次いで商業が196人、製造業が191人、保健衛生業が144人などとなっています。

令和2年の死傷者数を前年と比較すると、コロナ禍の影響等もあり、製造業が12.8%減、建設業が4.3%減と減少する業種がある一方、保健衛生業が14.3%増、ビルメンテナンス業などを含む清掃・と畜業が37.8%増となり第三次産業においては労働災害件数が増加するなど、2極的な状態となりました。《資料3》

また、事故の型別における死傷者数の多い順にみると、転倒災害が281人、墜落・転落災害が175人、腰痛や捻挫等を含む動作の反動・無理な動作が143人となり、この傾向については前年と同様となりました。特に、令和2年12月からの降雪により積雪量が多くなったことから、12月に転倒災害が増加する結果となりました。《資料4、5》

2 死亡者数は7人となり前年より2人増加

労働災害による死亡者数（死傷者数の内数。以下同じ。）は7人で、災害統計が残っている昭和33年以降過去最少を記録した前年より2人増加しました。

業種別の死亡者数は、林業が3人、次いで建設業が2人、製造業及び運輸交通業においてそれぞれ1人となっています。《資料6》

3 転倒災害・コロナ感染防止及び、就業構造の変化等に対応した対策の推進

令和2年の労働災害による死傷者数のうち、転倒災害による死傷者数が全体の約26%を占め、積雪の多さに比例して転倒災害也多発していることから、災害防止団体等と連携した広報など啓発活動を引き続き展開します。

また、製造業や建設業において死傷者数が前年比で減少しているものの、商業、保健衛生業、接客娯楽業などの第三次産業では死傷者数が増加するといった2極的な傾向にあることから、コロナウイルス感染防止対策と併せて、労働災害防止対策の指導を実施します。さらに、「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（エイジフレンドリーガイドライン）の周知指導など、第13次労働災害防止計画の目標達成に向け取り組んでいきます。《資料3、7、8》

1 労働災害発生状況（全体、業種別）

（1）全業種合計

《資料 1》

令和2年の労働災害による死傷者数は、1,087人で、前年に比べ1人（0.1%）減少しました。

近年（平成22年以降、以下同じ。）は増減を繰り返しながら微減の傾向を示していましたが、前年の1,088人より減少したものの、1,000人を超える結果となりました。

一方、死亡者数は、近年、5～22人の範囲で増減を繰り返していましたが、令和2年は7人となり、前年の5人から2人増加しました。この7人は、労働災害統計が残っている昭和33年以降、過去最少となった前年の5人に次ぐ死亡者数となりました。

（2）主要業種別の発生状況

《資料 2、3》

主要業種ごとに発生状況をみると、製造業 191 人（災害全体の 17.5%）、建設業 200 人（18.3%）、商業 196 人（18.0%）、保健衛生業 144 人（13.2%）などとなっています。

製造業の死傷者数は、平成27年から年々増加しておりましたが、平成30年をピークとして減少を続けております。昨年春のコロナウイルス感染防止対策による緊急事態宣言を契機として、各事業場において生産量が減少したことなどが労働災害の減少にもつながったものと考えられます。なお、主要製造業種においては、木材・木製品製造業が39人（前年比8.3%増）となり、前年比で唯一死傷者数が増加しました。

建設業は200人（前年比4.3%減）と減少しました。死傷者数は平成30年から2年連続で減少しており、特に建築工事業では死傷者数が101人（前年比12.2%減）となりましたが、土木工事業における死傷者数は78人（前年比14.7%増）となり、対照的な結果となりました。また、公共工事において高所からの墜落や土砂崩壊により2人が死亡する結果となりました。

商業は196人（1.0%増）と僅かに増加しました。平成30年以降200人弱を推移しており製造業、建設業と並ぶ死傷者数となっています。

病院、社会福祉施設などの保健衛生業は144人（14.3%増）と他の業種が減少や前年と同程度の件数で推移しているのに対し、前年比で18人増加し、主要業種別における前年比増加件数で一番多い状態となりました。介護施設など社会福祉施設の事業者数、就業者数が増加していることもあり、平成27年以降死傷者数が増加を続けている状態となっております。

運輸交通業は94人（1.1%増）と前年比で微増となりました。このうち、道路貨物運送業で84人（89.3%）を占めています。死亡者数は1人で、スキー場内において圧雪車からの墜落により被災しております。

林業は39人（前年比4.9%減）と死傷者数は前年から2人減少したものの、死亡者数が3人となり、主要業種における死亡者数が一番多い業種となりました。

2 労働災害の類型（事故の型別、年齢別）

（1）事故の型別分類

《資料 4、5》

労働災害の発生態様を事故の型別にみると、①転倒災害 281 人（災害全体の 25.9%）、②墜落・転落災害 175 人（16.1%）、③動作の反動・無理な動作による災害 143 人（13.2%）、④はさまれ・巻き込まれ災害 100 人（9.2%）、⑤切れ・こすれ災害 95 人（8.7%）などとなっています。

○転倒災害

事業場の通路や凍結路面などでの「転倒」による死傷者数は 281 人で、前年から 11 人増加しており、災害全体の中で最も多い事故の型となっています。

業種別にみると、商業が 72 人で最も多く発生しており、次いで保健衛生業が 51 人、製造業 43 人などとなっています。

また、発生時期をみると、1 月 38 人、2 月 58 人、12 月 43 人となっており、281 人中、この 3 か月において 139 人が被災し、転倒災害全体の 5 割弱を占めています。冬季（12 月～2 月、以下同じ。）には、事業場の屋外通路や駐車場における転倒災害が多く発生し、また、積雪量に比例して災害も増加していることが特徴となっています。なお、冬季以外の時期においても毎月 15 人前後の転倒災害が発生しています。

転倒災害により 30 日以上 の休業を要する災害は 174 人で全体の 62.1% を占めており、平均休業日数も 39.9 日と長期間の休業を強いられています。

○墜落・転落災害

高所からの「墜落・転落」による死傷者数は 175 人で、このうち、建設業が 64 人と全体の 36.6% を占めています。その中で、木造家屋建築工事業で 35 人と最も多く被災しているのが特徴です。次に多いのが運輸交通業の 25 人で、特徴としてトラックの荷台からの墜落・転落によるものとなっております。

○動作の反動・無理な動作による災害

「動作の反動・無理な動作」による死傷者数は 143 人で、前年の 128 人から 15 人増加しました。その多くは重量物を持ち上げたり、体勢をひねったりした際の災害性腰痛で、業種別では社会福祉施設を含む保健衛生業で 42 人と最も多く、続いて商業、製造業で多く発生しています。

○はさまれ・巻き込まれ災害

動力機械等での「はさまれ・巻き込まれ」による死傷者数は 100 人で、前年の死傷者数 115 人からは 15 人減少しました。このうち、製造業で 41 人と全体の 41.0% を占めており、食品加工用機械や木材加工用機械等の取り扱い中に手指等を巻き込まれる災害が多く発生しています。特徴として通常作業時よりも、材料が機械に詰まったり、メンテナンス等を行っている際に機械を停止しないまま作業して被災する、非定常作業時に発生しております。

○切れ・こすれ災害

「切れ・こすれ」による死傷者数は 95 人で、建設業、製造業、商業など様々な業種で発生していますが、木材加工用機械や食品加工用機械、建築工事現場での電動工具などによる災害が発生しています。また、食料品製造業や小売業などにおいては、食品加工用機械のほか手工具となる包丁やカッターなどにより手指を切創する災害も多く発生しています。

（2）年齢別発生状況

《資料 6》

死傷者を年齢構成別にみると、「60 歳以上」336 人（30.9%）、「50～59 歳」267 人（24.6%）、「40～49 歳」206 人（19.0%）などとなっており、50 歳以上の死傷者数が全体の 55.5% と半分以上を占めています。なお、60 歳以上のうち 70 歳以上の死傷者数は 34 人で、被災者の最高年齢は 80 歳でした。

このように、60 歳以上の高年齢者の死傷者数は、平成 22 年以降増加傾向にあります。

定年延長など職業生涯が延伸し、高年齢者が職場においてより大きな役割を担う中、各職場においては、高年齢者の特質を踏まえた安全衛生対策の取組が課題となっています。

3 令和3年度の秋田労働局における取組

秋田労働局では、秋田県内における近年の労働災害の発生状況を踏まえ、平成30年度から令和4年度までの5年間を計画期間とする「第13次労働災害防止計画」（「13次防」という。）を策定し、平成30年4月から取組を進めています。

計画の4年目となる令和3年度においては、重篤な災害が多く発生している建設業、林業及び製造業の重点業種に対し、死亡災害の撲滅及び災害減少を目指した対策を推進するほか、業種を問わず広く発生し死傷者数で最多となっている転倒災害防止対策、労働災害が増加している商業、保健衛生業及び接客娯楽業などの第三次産業対策、運輸交通業の荷役作業時の災害防止対策に引き続き取り組みます。

建設業に対しては、墜落・転落災害の防止措置の遵守徹底を図るとともに、特に足場からの墜落・転落災害を防止するため「足場からの墜落・転落災害防止推進要綱」に基づいたより安全な措置等の一層の促進を図ります。

また、車両系建設機械災害や土砂崩壊災害を防止するため、現場での安全管理の徹底など現場への指導を強化します。併せて、木造家屋建築工事業の事業者などに対する安全講習会や災害防止団体と連携した合同パトロールを実施するほか、安全衛生経費に配慮した発注の促進等発注機関とも連携を図ります。

林業に対しては、死亡災害の多くがかかり木の処理等を含め伐木作業中の災害となっていることから、改正された「チェーンソーによる伐木等作業の安全ガイドライン」などに基づく基本的な安全作業手順の徹底や、伐木作業及び林業機械を取り扱う際の作業計画の作成や緊急連絡体制の整備について災害防止団体等と連携し周知・指導します。

製造業に対しては、死傷者数の約3割を占める「はさまれ・巻き込まれ」及び「切れ・こすれ」災害等を防止するため、災害を発生させた機械を使用する事業者に対して、接触防止措置の徹底や、非定常作業時におけるリスクアセスメントの実施などについて指導を実施します。

転倒災害は、事故の型別として災害件数が最も多くまた、全ての業種において発生していることから、災害防止団体等と連携した広報や啓発ポスターの配布など屋外における凍結路面や、建物内の環境整備を徹底することでの転倒防止を中心とした啓発活動を展開します。

死傷者数が増加している第三次産業に対しては、複数の店舗、施設を展開する企業・法人傘下の事業場で災害が多く発生しており、本社等主導による自主的安全衛生活動の取組を店舗・施設を含めた企業・法人全体で行うことが有効であることから、多店舗展開する企業の本社等に対し、自主的な安全衛生管理活動の促進などの取組の指導を強化します。

運輸交通業に対しては、荷役作業時の災害防止対策の徹底について「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づき指導するほか、荷主に対しても取組の促進を図ります。

昨年春から感染が拡大している、新型コロナウイルス感染防止対策について、各事業場における、感染防止対策への取り組みのポイントや実践事例を紹介した資料「職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のため～取組の5つのポイント～を確認しましょう！」を配布周知することでクラスターの発生を抑制するなど、まん延防止に対する指導を行います。

労働災害全体の約3割を占める高年齢労働者の労働災害防止対策を推進し、高年齢労働者が安全に安心して働ける職場環境の形成に取り組むこととし、高年齢労働者の労働災害防止対策については、「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（エイジフレンドリーガイドライン）を周知し、指導を行います。

さらに、毎年5月～9月にかけて、熱中症を発症する事例が見られます。秋田県は他

の都道府県から見ると発症しにくい地域にみられがちですが、令和元年8月には新聞配達員が、新聞配達中に熱中症により死亡する事例も発生しております。熱中症予防にかかる「STOP!熱中症クールワークキャンペーン」についても、周知し、指導を行います。

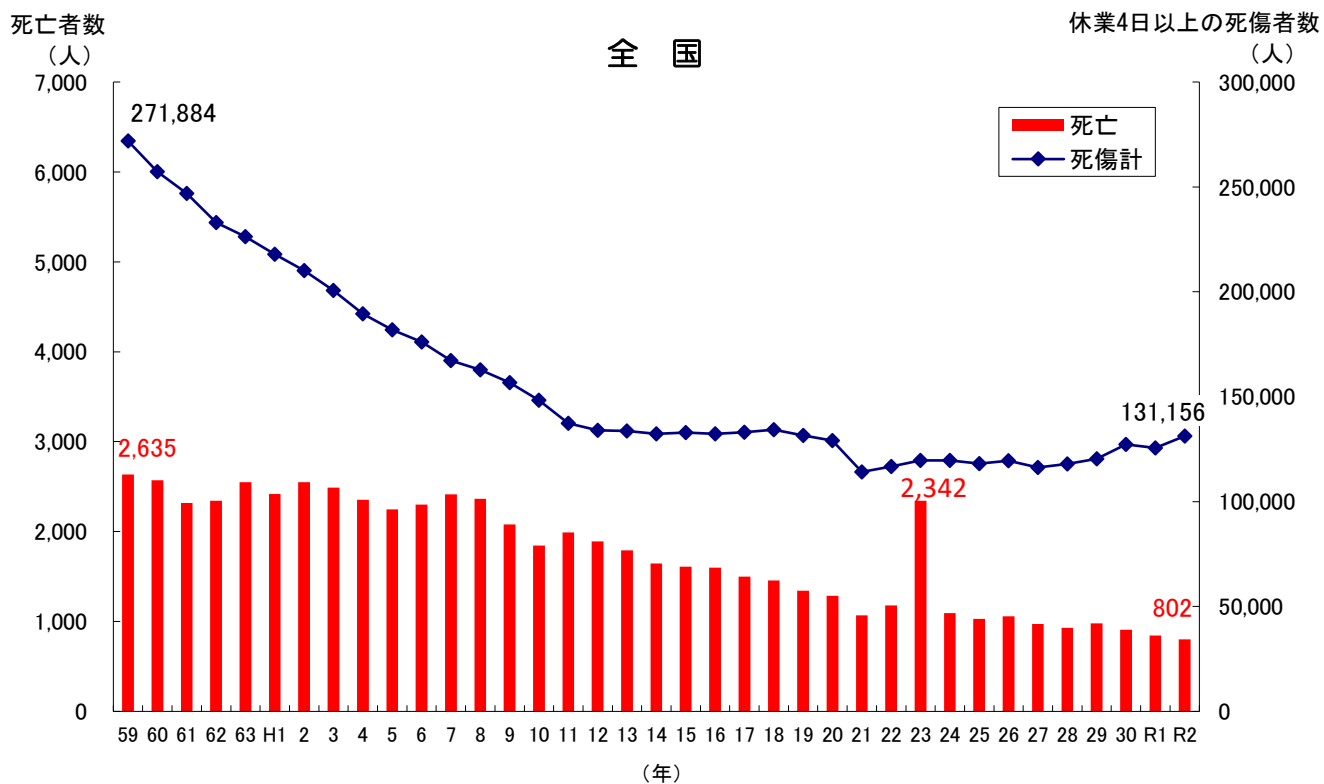
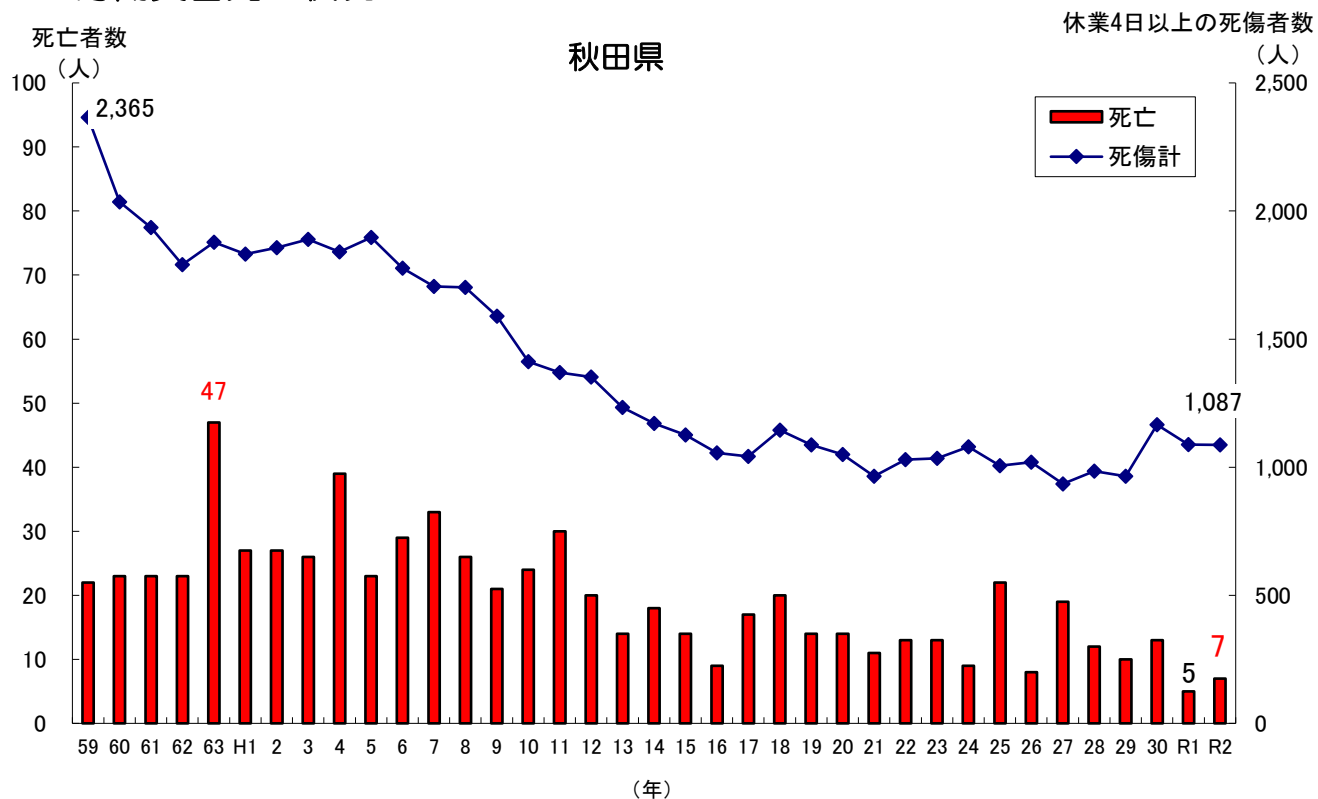
【添付】

- 資料1 「労働災害発生状況の推移（秋田県、全国）」
- 資料2 「令和2年労働災害発生状況（確定値）」
- 資料3 「主要業種別死傷者数の推移（平成23年以降）」
- 資料4 「令和2年死亡災害発生状況」（確定）
- 資料5 「事故の型別発生状況等」
- 資料6 「業種別災害発生状況等」
- 資料7 「職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のため」
～取組の5つのポイント～を確認しましょう！
- 資料8 「エイジフレンドリーガイドライン」
- 資料9 「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」

労働災害発生状況の推移

資料1

1 労働災害発生状況



令和2年労働災害発生状況（確定値）

秋田労働局
(令和3年4月8日作成)

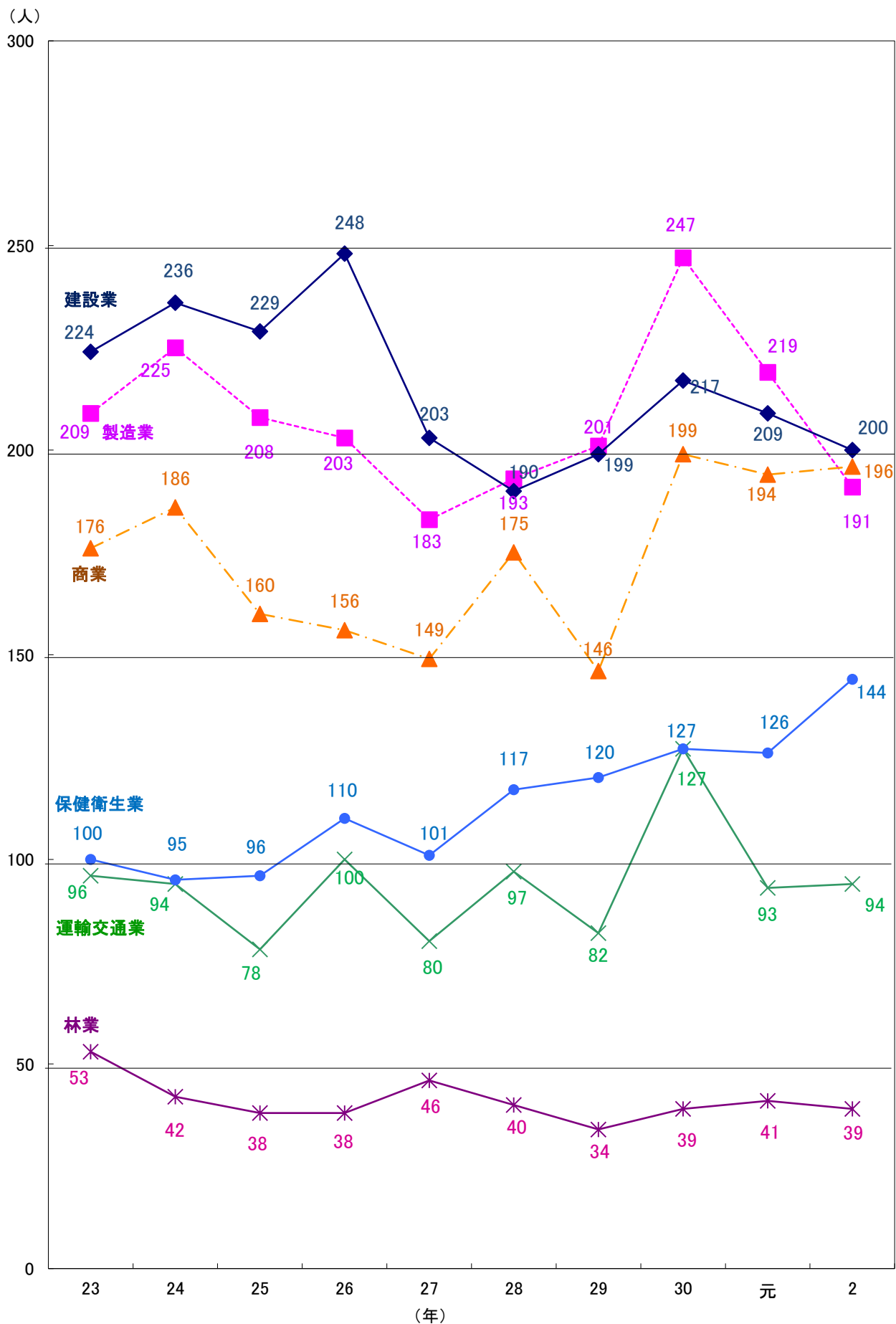
号別	業種別	年別		災害別		平成30年		令和元年		令和2年		前年増減		秋田署				能代署				大館署				横手署				大曲署				本荘署			
														元年		2年		元年		2年		元年		2年		元年		2年		元年		2年		元年		2年	
		死	休業4日以上	死	休業4日以上	死	休業4日以上	死	休業4日以上	死	休業4日以上	件数	百分率(%)	死	休業4日以上	死	休業4日以上	死	休業4日以上	死	休業4日以上	死	休業4日以上	死	休業4日以上	死	休業4日以上	死	休業4日以上	死	休業4日以上	死	休業4日以上	死	休業4日以上	死	休業4日以上
1～17	全業種合計	13	1166	5	1088	7	1087	-1	-0.1	2	389	1	399		79	1	75	2	210	2	220		167	1	132	1	144	1	145		99	1	116				
1	製造業	1	247		219	1	191	-28	-12.8		76		55		17		15		41		48		31		20		37	1	34		17		19				
	食料品製造業		60		58	1	52	-6	-10.3		19		19				1		8		7		15		9		14	1	13		2		3				
	木材・木製品製造業	1	54		36		39	3	8.3		14		8		4		7		9		15		2		2		4		6		3		1				
	鉄鋼・非鉄・金属製品製造業		29		30		30	0	0.0		14		9		3		1		10		12						3		4						4		
	一般・輸送用機械器具製造業		23		19		14	-5	-26.3		1		3		1				6		6		4		1		5		3		2		1				
	電気機械器具製造業		15		13		7	-6	-46.2		6				1				2				1		3		2		1		1		3				
	上記以外の製造業		66		63		49	-14	-22.2		22		16		8		6		6		8		9		5		9		7		9		7				
2	鉱業(鉱安法適用を除く)		5		6		2	-4	-66.7				2						5				1														
3	建設業	7	217	1	209	2	200	-9	-4.3	1	62		56		16	1	7		41		33		40	1	36		26		38		24		30				
	土木工事業	1	65		68	1	78	10	14.7		14		22		8	1	3		12		17		16		6		9		17		9		13				
	建築工事業	4	131		115		101	-14	-12.2		34		28		6				28		12		19		26		17		20		11		15				
	鉄骨・鉄筋家屋建築		21		26		16	-10	-38.5		8		5		2				4		2		4		4		5				3		5				
	木造家屋建築	3	89		70		63	-7	-10.0		21		17		2				23		6		9		18		8		15		7		7				
	その他の建設業	2	21	1	26	1	21	-5	-19.2	1	14		6		2		4		1		4		5	1	4				1		4		2				
4	運輸交通業		127	1	93	1	94	1	1.1		45		46		5		13	1	16	1	14		13		8		5		6		9		7				
	道路貨物運送業		110	1	81		84	3	3.7		40		38		5		13	1	14		12		11		8		3		6		8		7				
5	貨物取扱業				1		1	0	0.0		1		1																								
6-2	林業	3	39		41	3	39	-2	-4.9		3	1	5		5		2		12	1	12		7		7		5		5		9	1	8				
8	商業		199	2	194		196	2	1.0	1	78		81		13		13	1	35		38		23		24		28		19		17		21				
	小売業		165	2	166		173	7	4.2	1	62		72		13		13	1	30		30		20		21		26		17		15		20				
13	保健衛生業		127		126		144	18	14.3		43		56		9		8		39		42		15		13		9		16		11		9				
	社会福祉施設		91		103		109	6	5.8		27		38		7		6		36		33		14		11		9		14		10		7				
14	接客娯楽業		64		51		60	9	17.6		24		26		3		6		4		11		8		5		8		11		4		1				
	飲食店		24		25		20	-5	-20.0		15		12		1		1		2		4		3		1		2		1		2		1				
15	清掃・と畜業	1	46		37		51	14	37.8		17		24		3		2		4		10		8		7				3		5		5				
	上記以外の事業 6-1、7、9～12、16、17	1	95	1	111		109	-2	-1.8		40		47		8		9		13		12		21		12	1	26		13		3		16				

資料2

労働者死傷病報告（休業4日以上）を集計したもの。死亡は内数。

主要業種別発生状況

資料3

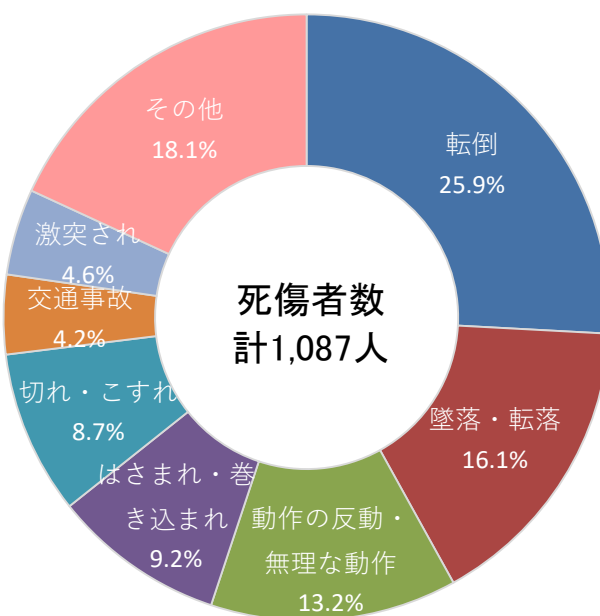


令和2年 事故の型別労働災害発生状況等

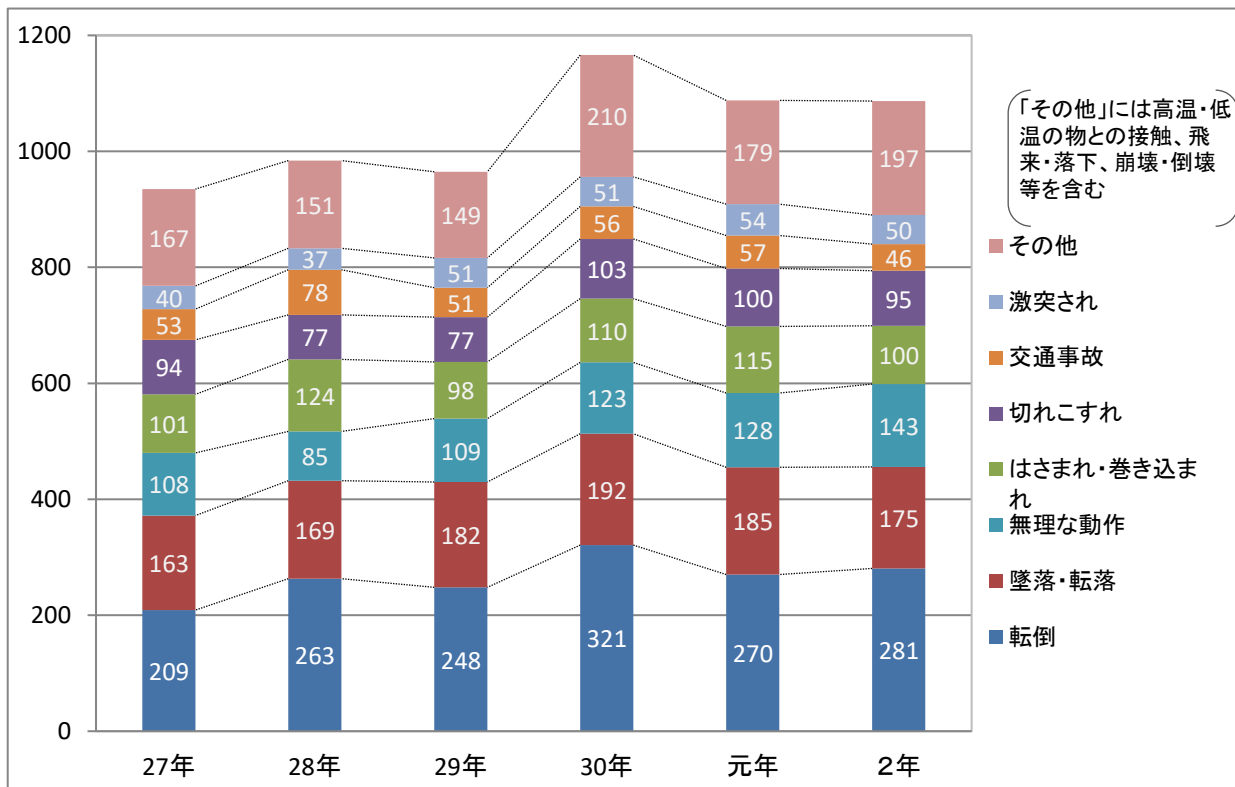
資料4

事故の型別分類

事故の型別	2年
転倒	281
墜落・転落	175
動作の反動・無理な動作	143
はさまれ・巻き込まれ	100
切れこすれ	95
交通事故	46
激突され	50
その他	197
合計	1087

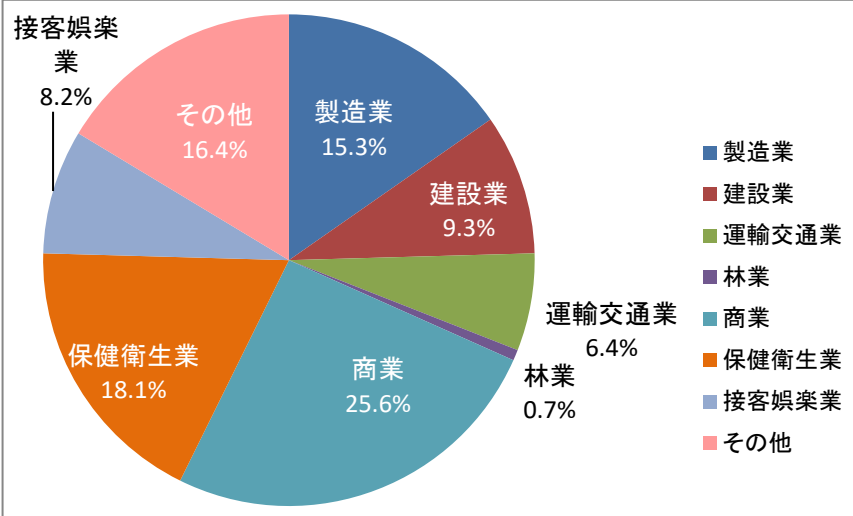


事故の型別労働災害発生状況の推移(平成27年～令和2年)

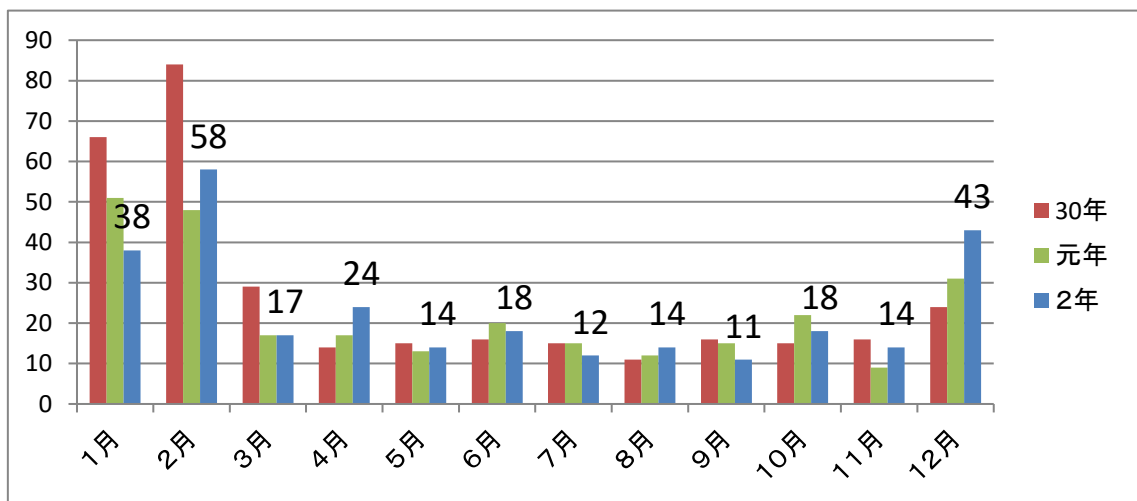


令和2年 主要業種別 転倒災害発生状況

製造業	43
建設業	26
運輸交通業	18
林業	2
商業	72
保健衛生業	51
接客娯楽業	23
その他	46
合計	281



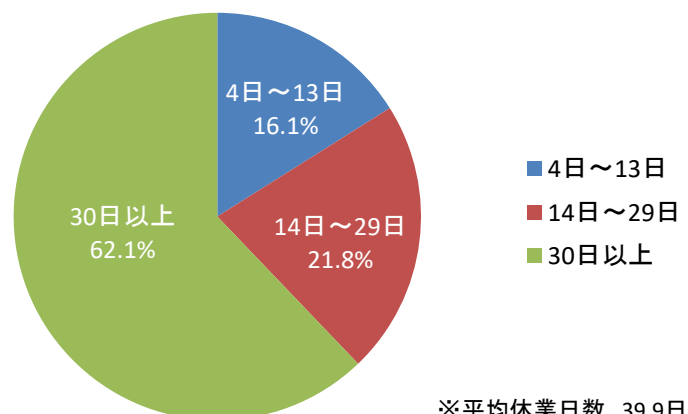
転倒災害 発生月別推移(平成30年～令和2年)



令和2年 休業日数別転倒災害発生状況

4日～13日	45
14日～29日	61
30日以上	174
合計	280

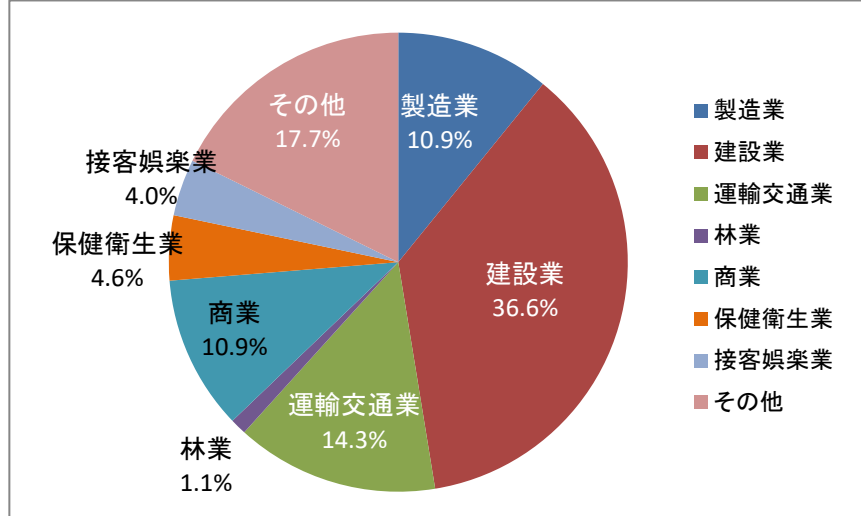
※1人死亡により外数



※平均休業日数、39.9日

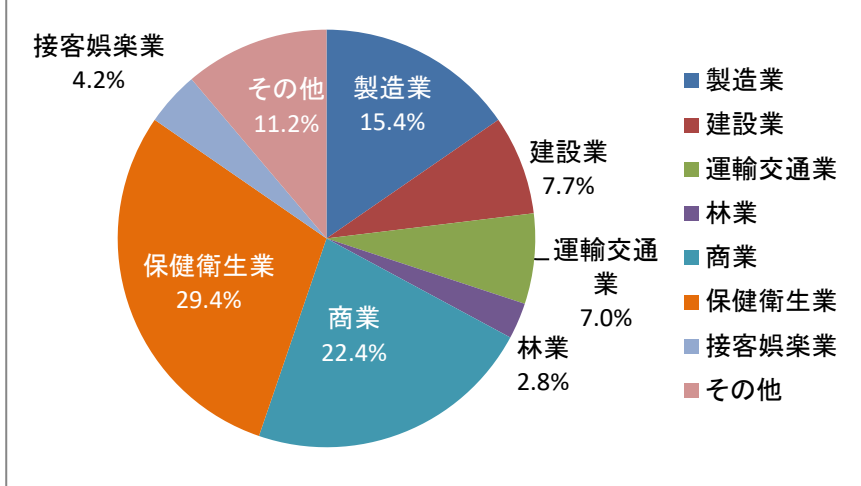
令和2年 主要業種別 墜落・転落災害発生状況

製造業	19
建設業	64
運輸交通業	25
林業	2
商業	19
保健衛生業	8
接客娯楽業	7
その他	31
合計	175



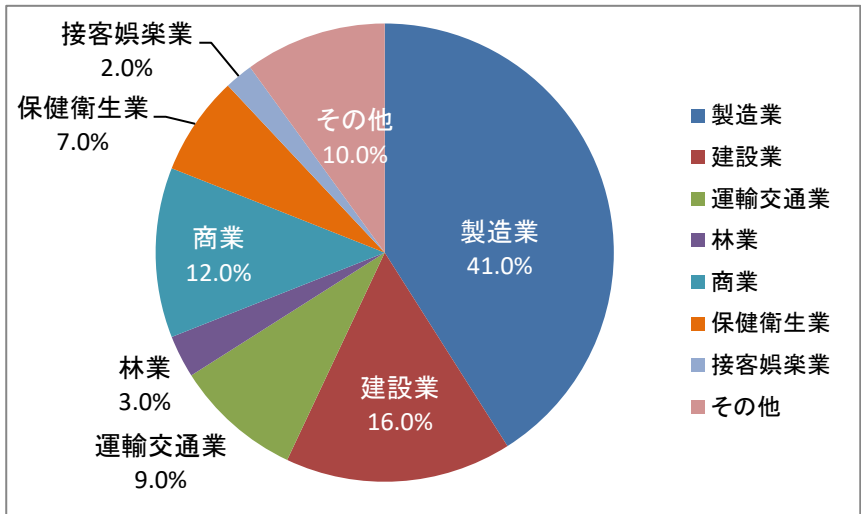
令和2年 主要業種別 動作の反動・無理な動作災害発生状況

製造業	22
建設業	11
運輸交通業	10
林業	4
商業	32
保健衛生業	42
接客娯楽業	6
その他	16
合計	143



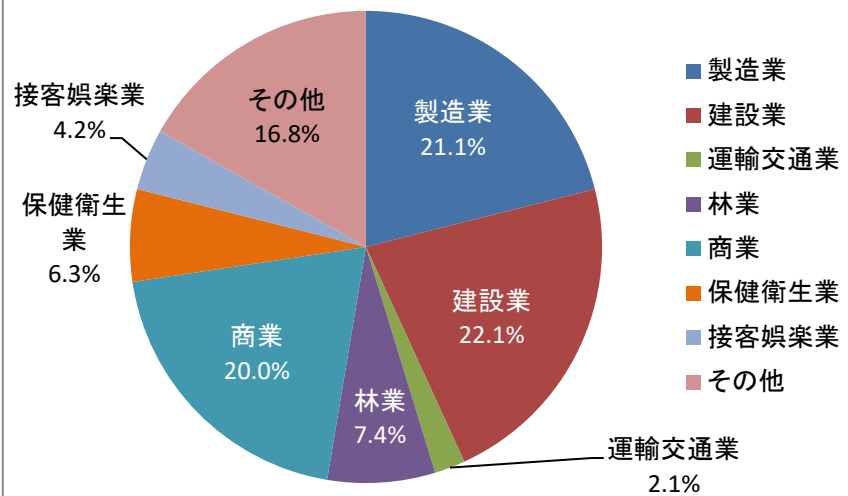
令和2年 主要業種別 はさまれ・巻き込まれ災害発生状況

製造業	41
建設業	16
運輸交通業	9
林業	3
商業	12
保健衛生業	7
接客娯楽業	2
その他	10
合計	100



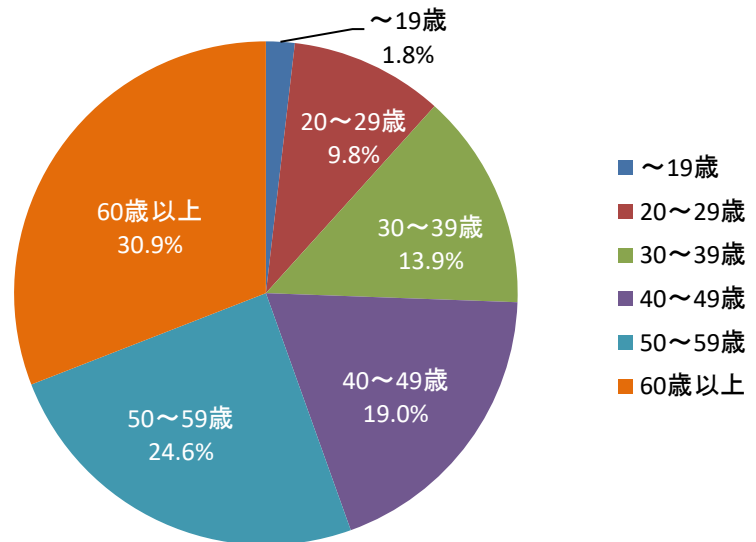
令和2年 主要業種別 切れ・こすれ災害発生状況

製造業	20
建設業	21
運輸交通業	2
林業	7
商業	19
保健衛生業	6
接客娯楽業	4
その他	16
合計	95



令和2年 被災年齢別発生状況

～19歳	20
20～29歳	107
30～39歳	151
40～49歳	206
50～59歳	267
60歳以上	336
合 計	1,087



No	署別	発生月	業種名	年齢 経 験 (○年以上 ○年未満)	事故の型	起因物	発 生 状 況
1	秋田	2月	木材伐出業 (6-2-1)	60歳代 (5～10年)	激突され	立木等	伐採作業を行っていた被災者が、作業終了時刻になっても集合場所に現れないため、作業場所を確認したところ、死亡している被災者を発見した。周囲の状況から、かかり木に別の立木を伐倒して激突させようとしたとき、伐倒木が被災者に激突したものと推定される。
2	大館	4月	木材伐出業 (6-2-1)	60歳代 (10～20年)	墜落、転落	走行集材機械	被災者は、伐倒、造材した玉切材を積載した走行集材機械を運転し、土場に向かって林道（幅約3.3m）を走行していたとき、林道の路肩から法面を転落し、多発外傷により死亡した。
3	大曲	5月	肉製品、乳製品製造業 (1-1-1)	50歳代 (1～5年)	転倒	整地・運搬・積み込み用機械	農業用トラクターでけん引していた堆肥散布機が側溝に脱輪したため、被災者はトラクター・ショベルを運転して堆肥散布機をつり上げようとして横転し、骨盤骨折等により死亡した。
4	本荘	9月	木材伐出業 (6-2-1)	50歳代 (10～20年)	切れ・こすれ	チェーンソー	被災者は伐倒作業を行っていたが、重機で付近の伐倒木の集材を行っていた同僚が伐倒木のそばで、うつ伏せに倒れている被災者を発見した。周囲の状況から、伐倒作業中にキックバック等により、太ももにチェーンソーの歯が当たり、失血死したものと推定される。
5	横手	9月	その他の建築工事業 (3-2-9)	50歳代 (30～40年)	墜落、転落	その他の仮設物、建築物、構築物等	ダムの水門の塗装工事において、被災者は塗装の前工程として水門の養生作業を行っていたところ、4.5m下のコンクリート製取水路に墜落し、脳挫傷により死亡した。
6	大館	12月	鉄道・軌道業 (4-1-1)	50歳代 (20～30年)	墜落、転落	その他の乗物	スキー場のコース整備を行うため、コース整備用のポールやネット等を積んだ圧雪車の荷台に被災者と同僚2人が乗り込み走行していたところ、被災者が荷台から転落し、圧雪車の後部に設置されていたスノーミルに左足が巻き込まれ、出血性ショックにより死亡した。
7	能代	12月	河川土木工事業 (3-1-7)	60歳代 (30～40年)	崩壊、倒壊	その他の仮設物、建築物、構築物等	護岸改修工事現場において、被災者が同僚2名とともにバイブロハンマーを使用し、基礎用の鋼矢板の打込みをしていたところ、直前に打ち込んだ鋼矢板が振動で沈み始めたため、それを確認しようと被災者が近づいた際、付近の法面に打ち込んでいた土留め用の軽量鋼矢板（長さ4m、重さ100Kg）が被災者に倒れ、土留め用軽量鋼矢板と鋼矢板に挟まれ、胸部を圧迫され死亡した。

職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のため ～取組の5つのポイント～を確認しましょう！

- 職場における新型コロナウイルス感染症対策を実施するために、まず次に示す**～取組の5つのポイント～**が実施できているか確認しましょう。
- **～取組の5つのポイント～**は感染防止対策の基本的事項ですので、未実施の事項がある場合には、「**職場における感染防止対策の実践例**」を参考に職場での対応を検討の上、実施してください。
- 厚生労働省では、職場の実態に即した、実行可能な感染症拡大防止対策を検討していただくため「**職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト**」を厚生労働省のホームページに掲載していますので、具体的な対策を検討する際にご活用ください。
- 職場における感染防止対策についてご不明な点等がありましたら、都道府県労働局に設置された「**職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー**」にご相談ください。

～取組の5つのポイント～

実施できて いれば☑	取組の5つのポイント
☐	テレワーク・時差出勤等を推進しています。
☐	体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルールを定め、実行できる雰囲気を作っています。
☐	職員間の距離確保、定期的な換気、仕切り、マスク徹底など、密にならない工夫を行っています。
☐	休憩所、更衣室などの“場の切り替わり”や、飲食の場など「感染リスクが高まる『5つの場面』」での対策・呼びかけを行っています。
☐	手洗いや手指消毒、咳エチケット、複数人が触る箇所の消毒など、感染防止のための基本的な対策を行っています。

テレワークの積極的な活用について

- 厚生労働省では、テレワーク相談センターにおける相談支援、労働時間管理の留意点等をまとめたガイドラインの周知等を行っています。
- さらに、テレワークの導入にあたって必要なポイント等をわかりやすくまとめたリーフレットも作成し、周知を行っています。
- こうした施策も活用いただきながら、職場や通勤での感染防止のため、テレワークを積極的に進めてください。

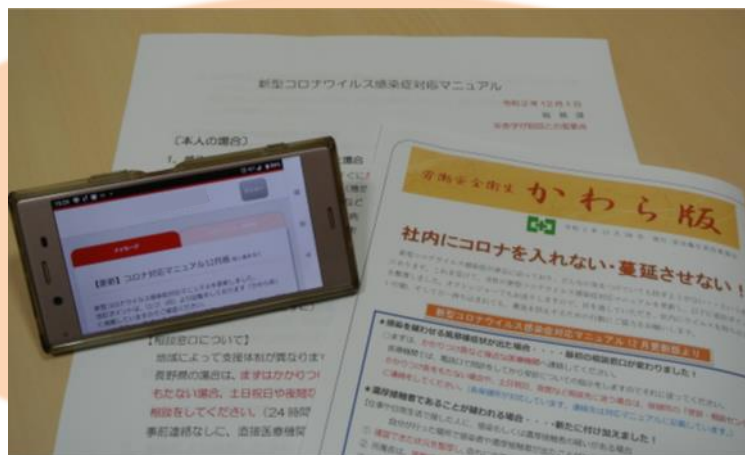
リーフレットは
厚生労働省
ホームページから
ダウンロード可能です。



職場における感染防止対策の実践例

○ 体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルール

新型コロナウイルス感染者が発生した場合の対応手順の作成（製造業）



- 感染者が発生した場合の対応手順を定め、社内イントラネットや社内報で共有した。
- [手順]
- ①感染リスクのある社員の自宅待機
 - ②濃厚接触者の把握
 - ③消毒
 - ④関係先への通知など

手順全文は
(独) 労働者健康安全機構
長野産業保健総合支援
センターホームページから
ダウンロード可能です。

サーマルシステムの導入（社会福祉法人）



- サーマルシステムを施設受付入口に設置し、検温結果が37.5℃以上の者の入場を禁止している。
- 本システムでは、マスクの着用の検知を行い、マスクの未着用者には表示と音声で注意喚起を行う仕組みとなっている。



○ 密とならない工夫

ITを活用した対策（建設業）



- スマートフォン用無線機を導入し、社員同士や作業従事者との会話に活用。3密を避けたコミュニケーションをとるようにした。

ITを活用した説明会の開催（その他の事業）



- WEB方式と対面方式併用のハイブリッドの説明会を開催した。
- 対面での参加者に対しても、席の間隔を空ける、机にアクリル板を設置するなどの対策を行った。

職場における感染防止対策の実践例

○ 感染リスクが高まる「5つの場面」を避ける取り組み

※ 職場では、特に「居場所の切り替わり」（休憩室、更衣室、喫煙室など）に注意が必要

休憩所での対策（小売業）



- 休憩室の机の中央を注意喚起付きのパーテーションで区切り、座席も密とならないよう二人掛けにし、対面とならないよう斜めに配置した。

社員食堂での対策（製造業）



- 社員食堂の座席レイアウトを変更し、テーブルの片側のみ使用可とした。
- また、混雑緩和のために、昼休みを時差でとるようにした。

○ 感染防止のための基本的対策

入館時の手指等の消毒（宿泊業）



- 宿泊者と従業員の感染防止のため、ホテル入口の消毒液設置場所に、靴底の消毒のためのマットを設置した。

複数人が触る箇所の消毒（製造業）



- 複数人が触る可能性がある機械のスイッチ類を定期的に消毒することを徹底した。

○ その他の取り組み

外国人労働者への感染防止対策の周知（建設業）

(((感染症防止5)))

- ・ 手洗い うがい 確実に！
- ・ 十分とろう 睡眠は！
- ・ 毎朝検温 忘れずに！
- ・ 人混み避けよう！マスクせよ！
- ・ 必ず換気 休憩所！

Phòng chống nhiễm khuẩn 5 (Coronavirus)

- ・ Rửa tay súc miệng chắc chắn!
- ・ Có đủ giấc ngủ!
- ・ Đừng quên kiểm tra nhiệt độ mỗi sáng!
- ・ Hãy tránh đám đông! Đứng trên một mặt nạ!
- ・ Hãy chắc chắn để thông gió khu vực còn lại!

- 建設現場に入場する外国人向け安全衛生の資料に、新型コロナウイルス感染症の注意点を外国語に翻訳したものを掲載し、周知徹底を図った。

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

- このチェックリストは、感染症対策の実施状況について確認し、職場の実態に即した対策を労使で検討していただくことを目的としたものです。
- 職場での対策が不十分な場合やどのような対策をすればよいかわからない場合には、感染症対策の実践例を参考に検討してください。
- 項目の中には、業種、業態、職種などにより対応できないものがあるかもしれません。すべての項目が「はい」にならないからといって、対策が不十分ということではありませんが、可能な項目から工夫しましょう。
- 職場の実態を確認し、全員（事業者と労働者）がすぐにできることを確実に継続して、実施いただくことが大切です。

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

項	目	確認
1 感染予防のための体制		
	・事業場のトップが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に積極的に取り組むことを表明し、労働者に対して感染予防を推進することの重要性を伝えている。	はいいいえ
	・事業場の感染症予防の責任者及び担当者を任命している。（衛生管理者、衛生推進者など）	はいいいえ
	・会社の取組やルールについて、労働者全員に周知を行っている。	はいいいえ
	・労働者が感染予防の行動を取るよう指導することを、管理監督者に教育している。	はいいいえ
	・安全衛生委員会、衛生委員会等の労使が集まる場において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止をテーマとして取り上げ、事業場の実態を踏まえた、実現可能な対策を議論している。	はいいいえ
	・職場以外でも労働者が感染予防の行動を取るよう感染リスクが高まる「5つの場面」や「新しい生活様式」の実践例について、労働者全員に周知を行っている。	はいいいえ
	・新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)を周知し、インストールを労働者に勧奨している。	はいいいえ
2 感染防止のための基本的な対策		
(1) 事業場において特に留意すべき事項である「取組の5つのポイント」		
	「取組の5つのポイント」の実施状況を確認し、職場での対応を検討の上、実施している。	はいいいえ
(2) 感染防止のための3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い		
	・人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空けることを求めている。	はいいいえ
	・会話をする際は、可能な限り真正面を避けることを求めている。	はいいいえ
	・外出時、屋内にいても会話をすると共に、症状がなくともマスクの着用を求めている。	はいいいえ

チェックリストは
厚生労働省
ホームページから
ダウンロード可能です。



職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー連絡先

受付時間 平日（月～金曜日） 午前 8:30～午後 5:15

北海道	011-709-2311	石川	076-265-4424	岡山	086-225-2013
青森	017-734-4113	福井	0776-22-2657	広島	082-221-9243
岩手	019-604-3007	山梨	055-225-2855	山口	083-995-0373
宮城	022-299-8839	長野	026-223-0554	徳島	088-652-9164
秋田	018-862-6683	岐阜	058-245-8103	香川	087-811-8920
山形	023-624-8223	静岡	054-254-6314	愛媛	089-935-5204
福島	024-536-4603	愛知	052-972-0256	高知	088-885-6023
茨城	029-224-6215	三重	059-226-2107	福岡	092-411-4798
栃木	028-634-9117	滋賀	077-522-6650	佐賀	0952-32-7176
群馬	027-896-4736	京都	075-241-3216	長崎	095-801-0032
埼玉	048-600-6206	大阪	06-6949-6500	熊本	096-355-3186
千葉	043-221-4312	兵庫	078-367-9153	大分	097-536-3213
東京	03-3512-1616	奈良	0742-32-0205	宮崎	0985-38-8835
神奈川	045-211-7353	和歌山	073-488-1151	鹿児島	099-223-8279
新潟	025-288-3505	鳥取	0857-29-1704	沖縄	098-868-4402
富山	076-432-2731	島根	0852-31-1157		

エイジフレンドリーガイドライン

(高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン)

厚生労働省では、令和2年3月に「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(エイジフレンドリーガイドライン。以下「ガイドライン」)を策定しました。

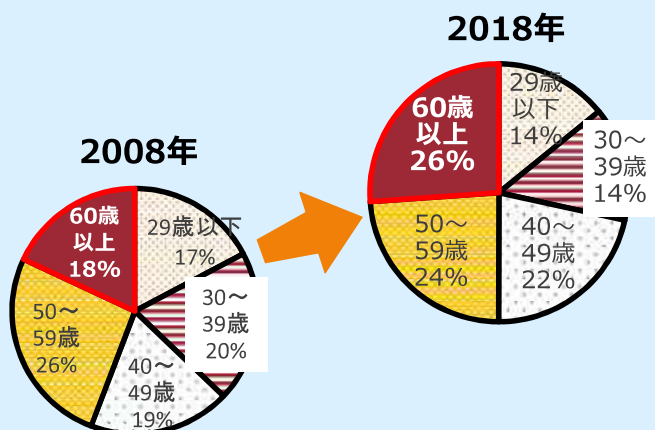
働く高齢者の特性に配慮したエイジフレンドリーな職場を目指しましょう。



働く高齢者が増えています。60歳以上の雇用者数は過去10年間で1.5倍に増加。特に商業や保健衛生業をはじめとする第三次産業で増加しています。

こうした中、労働災害による死傷者数では60歳以上の労働者が占める割合は26%（2018年）で増加傾向にあります。労働災害発生率は、若年層に比べ高齢層で相対的に高くなり、中でも、転倒災害、墜落・転落災害の発生率が若年層に比べ高く、女性で顕著です。

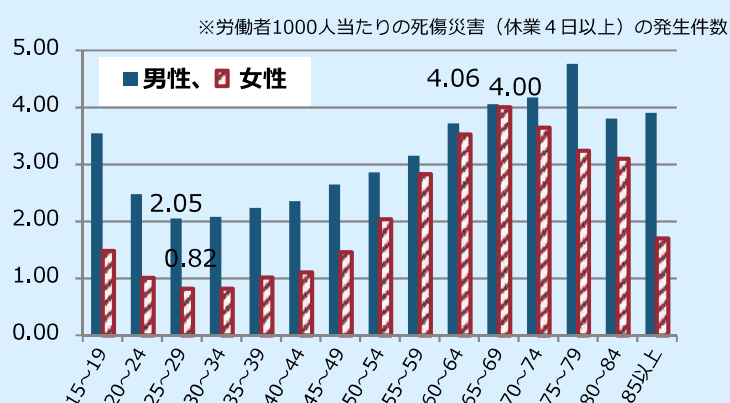
<年齢別死傷災害発生状況（休業4日以上）>



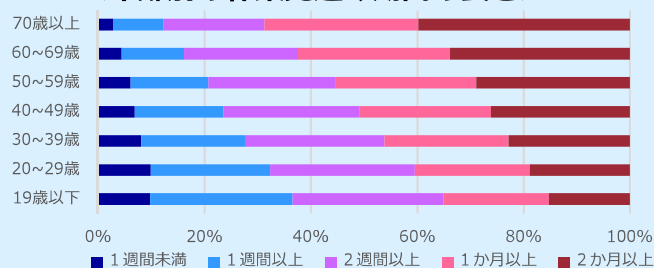
高齢者は身体機能が低下すること等により、若年層に比べ労働災害の発生率が高く、休業も長期化しやすいことが分かっています。

体力に自信がない人や仕事に慣れていない人を含め**すべての働く人の労働災害防止を図るためにも、職場環境改善の取組が重要です。**

<年齢別・男女別の労働災害発生率 2018年>



<年齢別の休業見込み期間の長さ>



出典：労働力調査、労働者死傷病報告

このガイドラインは、雇用される高齢者を対象としたものですが、請負契約により高齢者を就業させることのある事業者においても、請負契約により就業する高齢者に対し、このガイドラインを参考として取組を行ってください。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

ガイドラインの概要

このガイドラインは、高齢者を現に使用している事業場やこれから使用する予定の事業場で、事業者と労働者に求められる取組を具体的に示したものです。全文はこちら→

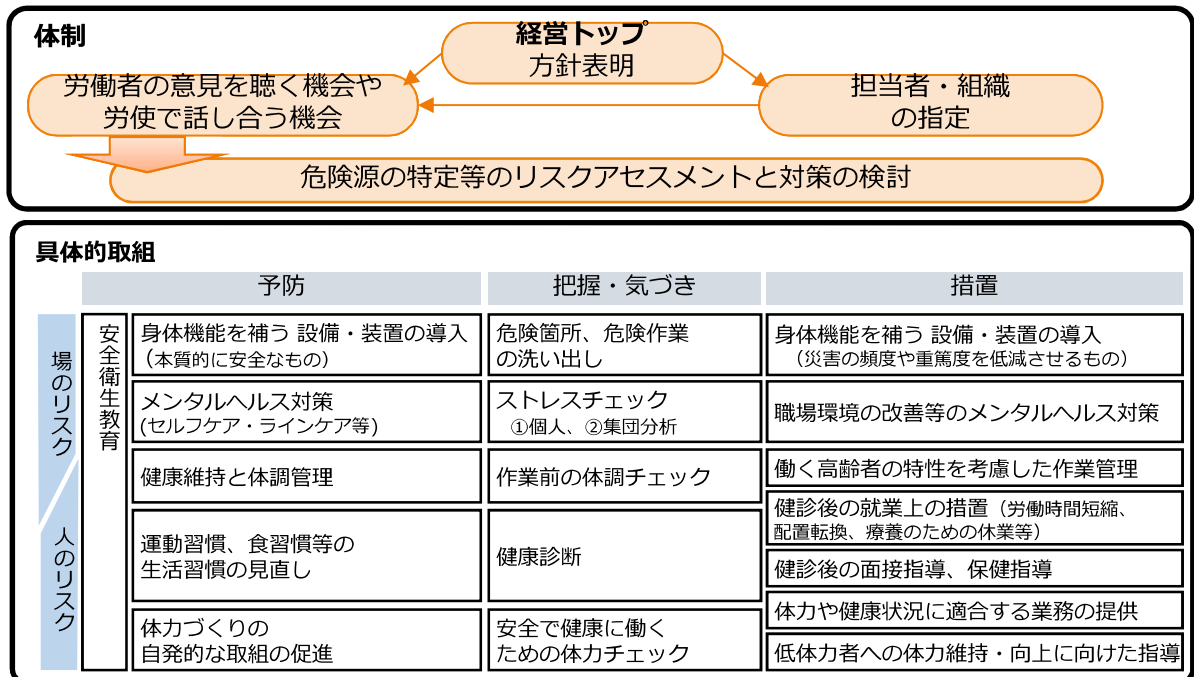
令和2年3月16日付け基安発0316第1号
「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドラインの策定について」



事業者求められる事項

事業者は、以下の1～5について、高年齢労働者の就労状況や業務の内容等の実情に応じ、国や関係団体等による支援も活用して、**実施可能な労働災害防止対策に積極的に取り組むように努めてください。**

事業場における安全衛生管理の基本的体制と具体的取組の体系を図解すると次のようになります。



1 安全衛生管理体制の確立

ア 経営トップによる方針表明と体制整備

- ・企業の経営トップが高齢者労働災害防止対策に取り組む方針を表明します
- ・対策の担当者や組織を指定して体制を明確化します
- ・対策について労働者の意見を聴く機会や、労使で話し合う機会を設けます



※考慮事項※

- ・高年齢労働者が、職場で気付いた労働安全衛生に関するリスクや働く上で負担に感じていること、自身の不調等を相談できるよう、社内に相談窓口を設置したり、孤立することなくチームに溶け込んで何でも話せる風通しの良い職場風土づくりが効果的です

イ 危険源の特定等のリスクアセスメントの実施

- ・高年齢労働者の身体機能の低下等による労働災害発生リスクについて、災害事例やヒヤリハット事例から洗い出し、対策の優先順位を検討します
- ・リスクアセスメントの結果を踏まえ、2以降の具体的事項を参考に取組事項を決定します

※考慮事項※

- ・職場改善ツール「エイジアクション100」のチェックリストの活用も有効です→
- ・必要に応じフレイルやロコモティブシンドロームについても考慮します

※フレイル：加齢とともに、筋力や認知機能等の心身の活力が低下し、生活機能障害や要介護状態等の危険性が高くなった状態

※ロコモティブシンドローム：年齢とともに骨や関節、筋肉等運動器の衰えが原因で「立つ」、「歩く」といった機能（移動機能）が低下している状態

- ・社会福祉施設、飲食店等での家庭生活と同様の作業にもリスクが潜んでいます



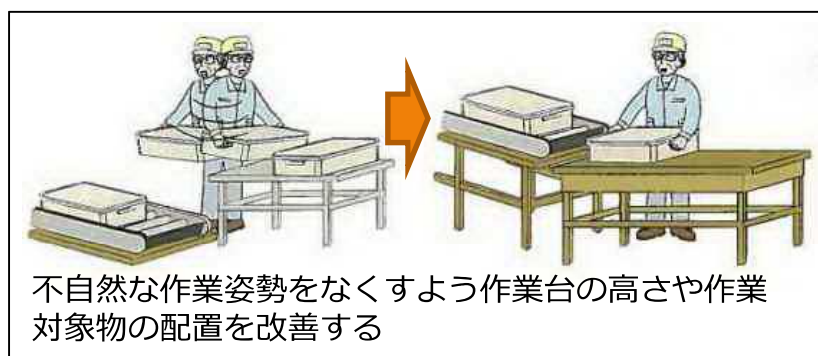
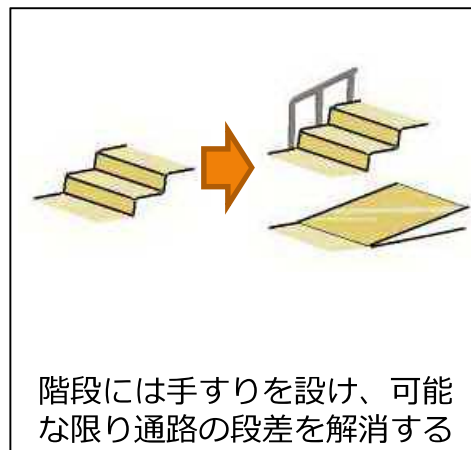
ガイドラインの概要

2 職場環境の改善

(1) 身体機能の低下を補う設備・装置の導入（主としてハード面の対策）

- ・高齢者でも安全に働き続けることができるよう、施設、設備、装置等の改善を検討し、必要な対策を講じます
- ・以下の例を参考に、事業場の実情に応じた優先順位をつけて改善に取り組みます

↓対策の例↓



その他の例

- ・床や通路の滑りやすい箇所に防滑素材（床材や階段用シート）を採用する
- ・熱中症の初期症状を把握できるウェアラブルデバイス等のIoT機器を利用する
- ・パワーアシストスーツ等を導入する
- ・パソコンを用いた情報機器作業では、照明、文字サイズの調整、必要な眼鏡の使用等により作業姿勢を確保する 等

ガイドラインの概要

(2) 高齢労働者の特性を考慮した作業管理（主としてソフト面の対策）

- ・ 敏捷性や持久性、筋力の低下等の高齢労働者の特性を考慮して、作業内容等の見直しを検討し、実施します
- ・ 以下の例を参考に、事業場の実情に応じた優先順位をつけて改善に取り組みます

▼対策の例▼

<共通的な事項>

- ・ 事業場の状況に応じて、勤務形態や勤務時間を工夫することで高齢労働者が就労しやすくします（短時間勤務、隔日勤務、交替制勤務等）

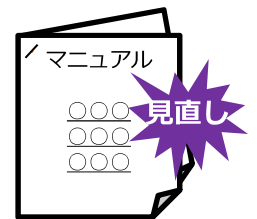
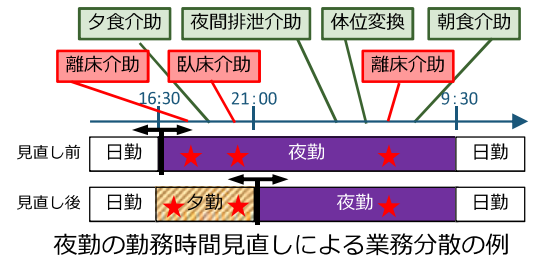
- ・ ゆとりのある作業スピード、無理のない作業姿勢等に配慮した作業マニュアルを策定します
- ・ 注意力や集中力を必要とする作業について作業時間を考慮します
- ・ 身体的な負担の大きな作業では、定期的な休憩の導入や作業休止時間の運用を図ります

<暑熱な環境への対応>

- ・ 一般に年齢とともに暑い環境に対処しにくくなるので、意識的な水分補給を推奨します
- ・ 始業時の体調確認を行い、体調不良時に速やかに申し出るよう日常的に指導します

<情報機器作業への対応>

- ・ データ入力作業等相当程度拘束性がある作業では、個々の労働者の特性に配慮した無理のない業務量とします



3 高齢労働者の健康や体力の状況の把握

(1) 健康状況の把握

- ・ 労働安全衛生法で定める雇入時および定期の健康診断を確実に実施します
- ・ その他、以下に掲げる例を参考に、高齢労働者が自らの健康状況を把握できるような取組を実施するよう努めます

▼取組の例▼

- ・ 労働安全衛生法で定める健康診断の対象にならない者が、地域の健康診断等（特定健康診査等）の受診を希望する場合、勤務時間の変更や休暇の取得について柔軟に対応します
- ・ 労働安全衛生法で定める健康診断の対象にならない者に対して、事業場の実情に応じて、健康診断を実施するよう努めます



(2) 体力の状況の把握

- ・高年齢労働者の労働災害を防止する観点から、事業者、高年齢労働者双方が体力の状況を客観的に把握し、事業者はその体力にあった作業に従事させるとともに、高年齢労働者が自らの身体機能の維持向上に取り組めるよう、主に高年齢労働者を対象とした体力チェックを継続的に行うよう努めます
- ・体力チェックの対象となる労働者から理解が得られるよう、わかりやすく丁寧に体力チェックの目的を説明するとともに、事業場における方針を示し、運用の途中で適宜その方針を見直します

✿ 対策の例 ✿

- ・加齢による心身の衰えのチェック項目（フレイルチェック）等を導入します
- ・厚生労働省作成の「転倒等リスク評価セルフチェック票」等を活用します
- ・事業場の働き方や作業ルールにあわせた体力チェックを実施します。この場合、安全作業に必要な体力について定量的に測定する手法と評価基準は、安全衛生委員会等の審議を踏まえてルール化するようにします

❀考慮事項❀

- ・体力チェックの評価基準を設ける場合は、合理的な水準に設定し、安全に行うために必要な体力の水準に満たない労働者がいる場合は、その労働者の体力でも安全に作業できるような職場環境の改善に取り組むとともに、労働者も必要な体力の維持向上の取組が必要です。

体力チェックの一例 詳しい内容は→



転倒等リスク評価セルフチェック票

1. 身体機能計測結果

③ ステップテスト (歩行能力・体力)
 あなたの歩速は cm/s cm/s (算出) =
 下の評価表に出てはるか → **評価**

評価値	1	2	3	4	5
歩速/ 歩速	~1.24 ~1.28	1.25 ~1.32	1.33 ~1.46	1.47 ~1.63	1.64~

④ 座立ステップテスト (敏捷性)
 あなたの結果は 回 / 20秒
 下の評価表に出てはるか → **評価**

評価値	1	2	3	4	5
回数	~24 ~28	25 ~29	30 ~43	44 ~47	48~

⑤ ファンクショナルリーチ (動作のバランス)
 あなたの結果は cm
 下の評価表に出てはるか → **評価**

評価値	1	2	3	4	5
cm	~19 ~29	20 ~29	30 ~35	36 ~39	40~

⑥ 踵heel片足立ち (静的バランス)
 あなたの結果は 秒
 下の評価表に出てはるか → **評価**

評価値	1	2	3	4	5
時間	~7 ~17	7.1 ~17	17.1 ~35	35.1 ~60	60.1~

⑦ 踵heel片足立ち (静的バランス)
 あなたの結果は 秒
 下の評価表に出てはるか → **評価**

評価値	1	2	3	4	5
時間	~15 ~30	15.1 ~30	30.1 ~64	64.1 ~120	120.1~

⑧ 片足立ち (静的バランス)
 あなたの結果は 秒
 下の評価表に出てはるか → **評価**

評価値	1	2	3	4	5
時間	~15 ~30	15.1 ~30	30.1 ~64	64.1 ~120	120.1~

⑨ 片足立ち (静的バランス)
 あなたの結果は 秒
 下の評価表に出てはるか → **評価**

評価値	1	2	3	4	5
時間	~15 ~30	15.1 ~30	30.1 ~64	64.1 ~120	120.1~

⑩ 片足立ち (静的バランス)
 あなたの結果は 秒
 下の評価表に出てはるか → **評価**

評価値	1	2	3	4	5
時間	~15 ~30	15.1 ~30	30.1 ~64	64.1 ~120	120.1~

⑪ 片足立ち (静的バランス)
 あなたの結果は 秒
 下の評価表に出てはるか → **評価**

評価値	1	2	3	4	5
時間	~15 ~30	15.1 ~30	30.1 ~64	64.1 ~120	120.1~

⑫ 片足立ち (静的バランス)
 あなたの結果は 秒
 下の評価表に出てはるか → **評価**

評価値	1	2	3	4	5
時間	~15 ~30	15.1 ~30	30.1 ~64	64.1 ~120	120.1~

⑬ 片足立ち (静的バランス)
 あなたの結果は 秒
 下の評価表に出てはるか → **評価**

評価値	1	2	3	4	5
時間	~15 ~30	15.1 ~30	30.1 ~64	64.1 ~120	120.1~

⑭ 片足立ち (静的バランス)
 あなたの結果は 秒
 下の評価表に出てはるか → **評価**

評価値	1	2	3	4	5
時間	~15 ~30	15.1 ~30	30.1 ~64	64.1 ~120	120.1~

⑮ 片足立ち (静的バランス)
 あなたの結果は 秒
 下の評価表に出てはるか → **評価**

評価値	1	2	3	4	5
時間	~15 ~30	15.1 ~30	30.1 ~64	64.1 ~120	120.1~

⑯ 片足立ち (静的バランス)
 あなたの結果は 秒
 下の評価表に出てはるか → **評価**

評価値	1	2	3	4	5
時間	~15 ~30	15.1 ~30	30.1 ~64	64.1 ~120	120.1~

⑰ 片足立ち (静的バランス)
 あなたの結果は 秒
 下の評価表に出てはるか → **評価**

評価値	1	2	3	4	5
時間	~15 ~30	15.1 ~30	30.1 ~64	64.1 ~120	120.1~

⑱ 片足立ち (静的バランス)
 あなたの結果は 秒
 下の評価表に出てはるか → **評価**

評価値	1	2	3	4	5
時間	~15 ~30	15.1 ~30	30.1 ~64	64.1 ~120	120.1~

⑲ 片足立ち (静的バランス)
 あなたの結果は 秒
 下の評価表に出てはるか → **評価**

評価値	1	2	3	4	5
時間	~15 ~30	15.1 ~30	30.1 ~64	64.1 ~120	120.1~

⑳ 片足立ち (静的バランス)
 あなたの結果は 秒
 下の評価表に出ては

[illegible]

(3) 健康や体力の状況に関する情報の取扱い

健康情報等を取り扱う際には、「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」を踏まえた対応が必要です。

また、労働者の体力の状況の把握に当たっては、個々の労働者に対する不利益な取扱いを防ぐため、労働者自身の同意の取得方法や情報の取扱方法等の事業場内手続について安全衛生委員会等の場を活用して定める必要があります。

エイジフレンドリーガイドラインの概要

4 高齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応

- (1) 個々の高齢労働者の健康や体力の状況を踏まえた措置
脳・心臓疾患が起こる確率は加齢にしたがって徐々に増加するとされており、高齢労働者については基礎疾患の罹患状況を踏まえ、労働時間の短縮や深夜業の回数の減少、作業の転換等の措置を講じます



※考慮事項※

- ・業務の軽減等の就業上の措置を実施する場合は、高齢労働者に状況を確認して、十分な話し合いを通じて本人の了解が得られるよう努めます

- (2) 高齢労働者の状況に応じた業務の提供
健康や体力の状況は高齢になるほど個人差が拡大するとされており、個々の労働者の状況に応じ、安全と健康の点で適合する業務をマッチングさせるよう努めます

※考慮事項※

- ・疾病を抱えながら働き続けることを希望する高齢者の治療と仕事の両立を考慮します
- ・ワークシェアリングで健康や体力の状況や働き方のニーズに対応することも考えられます

- (3) 心身両面にわたる健康保持増進措置
- ・「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」や「労働者の心の健康の保持増進のための指針」に基づく取組に努めます
 - ・集団と個々の高齢労働者を対象として身体機能の維持向上に取り組むよう努めます
 - ・以下の例を参考に、事業場の実情に応じた優先順位をつけて取り組みます

▼対策の例▼

- ・フレイルやロコモティブシンドロームの予防を意識した健康づくり活動を実施します
- ・体力等の低下した高齢労働者に、身体機能の維持向上の支援を行うよう努めます
例えば、運動する時間や場所への配慮、トレーニング機器の配置等の支援を考えます
- ・健康経営の観点や、コラボヘルスの観点から健康づくりに取り組みます

5 安全衛生教育

- (1) 高齢労働者に対する教育
- ・高齢者対象の教育では、作業内容とリスクについて理解させるため、時間をかけ、写真や図、映像等の文字以外の情報も活用します
 - ・再雇用や再就職等により経験のない業種、業務に従事する場合、特に丁寧な教育訓練を行います

※考慮事項※

- ・身体機能の低下によるリスクを自覚し、体力維持や生活習慣の改善の必要性を理解することが重要です
- ・サービス業に多い軽作業や危険と感じられない作業でも、災害に至る可能性があります
- ・勤務シフト等から集合研修が困難な事業場では、視聴覚教材を活用した教育も有効です

- (2) 管理監督者等に対する教育
- ・教育を行う者や管理監督者、共に働く労働者に対しても、高齢労働者に特有の特徴と対策についての教育を行うよう努めます

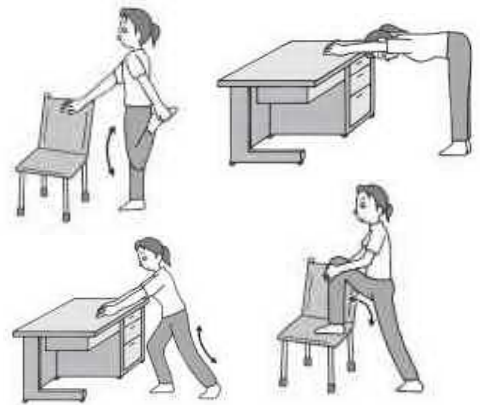
ガイドラインの概要

労働者に求められる事項

生涯にわたり健康で長く活躍できるようにするために、一人ひとりの労働者は、事業者が実施する取組に協力するとともに、**自己の健康を守るための努力の重要性を理解し、自らの健康づくりに積極的に取り組むことが必要です。**

個々の労働者が、**自らの身体機能の変化が労働災害リスクにつながり得ることを理解し、**労使の協力の下、以下の取組を実情に応じて進めてください。

- ・自らの身体機能や健康状況を客観的に把握し、健康や体力の維持管理に努めます
- ・法定の定期健康診断を必ず受けるとともに、法定の健康診断の対象とならない場合には、地域保健や保険者が行う特定健康診査等を受けるようにします
- ・体力チェック等に参加し、自身の体力の水準を確認します
- ・日ごろからストレッチや軽いスクワット運動等を取り入れ、基礎的体力の維持に取り組みます
- ・適正体重の維持、栄養バランスの良い食事等、食習慣や食行動の改善に取り組みます



ストレッチの例

「介護業務で働く人のための腰痛予防のポイントとエクササイズ」より

好事例を参考にしましょう

取組事例を参考にして、自らの事業場の課題と対策を検討してください

➤ 厚生労働省ホームページ

(先進企業) <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000156041.html>

(製造業) <https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/1003-2.html>

➤ 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構ホームページ

<http://www.jeed.or.jp/elderly/data/statistics.html>

国による支援等（令和2年度）

エイジフレンドリー補助金（新設）

高齢者が安心して安全に働くための職場環境の整備等に要する費用を補助します 是非ご活用ください

※事業場規模、高齢労働者の雇用状況等を審査の上、交付決定（全ての申請者に交付されるものではありません）

1 対象者 60歳以上の高齢労働者を雇用する中小企業等の事業者

2 補助額 補助率2分の1、上限100万円

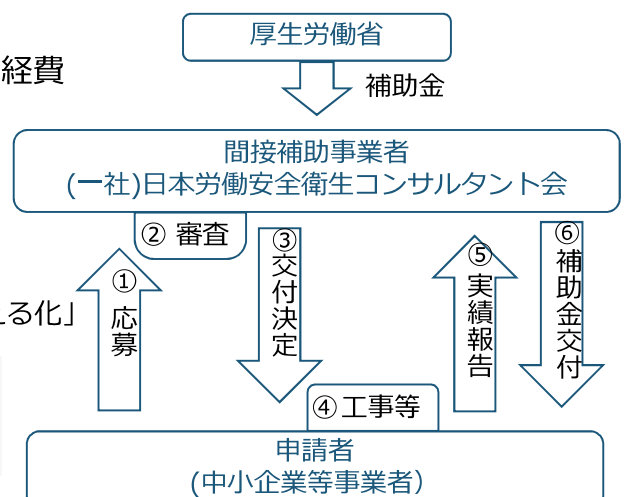
3 対象経費

高齢労働者の労働災害防止のための措置に係る経費

【措置の例】

- 高齢者に優しい施設整備や機械設備の導入等
 - ・作業場内の段差解消
 - ・床や通路の滑り防止
 - ・リフト機器等の導入による人力取扱重量の抑制
- 健康確保のための取組
 - ・高齢労働者の体力低下について気づきを促す取組
 - ・ウェアラブル端末を活用したバイタルデータの「見える化」
- 高齢者の特性に配慮した安全衛生教育

※補助の具体的な条件、応募手続き等の詳細は、厚生労働省ホームページを確認してください。



高齢者の安全衛生対策について個別に相談したいときは

中小規模事業場 安全衛生サポート事業 個別支援

労働災害防止団体が中小規模事業場に対して、安全衛生に関する知識・経験豊富な専門職員を派遣して、高齢労働者対策を含めた安全衛生活動支援を無料で行います。

現場確認

専門職員が2時間程度で**現場確認**と**ヒアリング**を行い、事業場の安全衛生管理状況の現状を把握します。

費用は
無料です！



結果報告

専門職員が現場確認の結果を踏まえた**アドバイス**を行います。

- ◆ **転倒・腰痛、墜落・転落災害の予防**のアドバイスを行います。
- ◆ **現場巡視における目の付け所**のアドバイスを行います。
- ◆ 災害の芽となる「危険源」を見つけ、**リスク低減の具体的方法**をお伝えします。

労働災害防止団体 問い合わせ先

- ・中央労働災害防止協会
- ・建設業労働災害防止協会
- ・陸上貨物運送事業労働災害防止協会
- ・林業・木材製造業労働災害防止協会
- ・港湾貨物運送事業労働災害防止協会

- 技術支援部業務調整課
- 技術管理部指導課
- 技術管理部
- 教育支援課
- 技術管理部

- 03-3452-6366 (製造業等関係)
- 03-3453-0464 (建設業関係)
- 03-3455-3857 (陸上貨物運送事業関係)
- 03-3452-4981 (林業・木材製造業関係)
- 03-3452-7201 (港湾貨物運送事業関係)

労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントによる安全衛生診断

労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントは、厚生労働大臣が認めた労働安全・労働衛生のスペシャリストです。事業者の求めに応じて事業場の安全衛生診断等を行います。

【問い合わせ先】 一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会

電話：03-3453-7935 ホームページ：<https://www.jashcon.or.jp/contents/>

有料

高齢者の戦力化のための条件整備について個別に相談したいときは

高齢者戦力化のための条件整備について
65歳超雇用推進プランナー
高齢者雇用アドバイザー にご相談ください！



65歳超雇用推進プランナー・ 高齢者雇用アドバイザーとは

高齢者の雇用に関する専門的知識や経験等を持っている外部の専門家です。

- 企業の人事労務管理等の諸問題の解決に取り組んだことのある人事労務管理担当経験者
- 経営コンサルタント
- 社会保険労務士
- 中小企業診断士
- 学識経験者

など



65歳超雇用推進プランナー・高齢者雇用アドバイザーは、全国のハローワークと連携して、企業の高齢者雇用促進に向けた取組を支援しています！

相談・助言

無料

各企業の実情に応じて、以下の項目に対する専門的かつ技術的な**相談・助言**を行っています。

- 人事管理制度の整備に関すること
- 賃金、退職金制度の整備に関すること
- 職場の改善、職域開発に関すること
- 能力開発に関すること
- 健康管理に関すること
- その他高齢者等の雇用問題に関すること

機構HPはこちら



○お近くのお問合せ先は、高齢・障害・求職者雇用支援機構のホームページ (<http://www.jeed.or.jp>) からご覧いただけます。

○「65歳超雇用推進事例サイト (<https://www.elder.jeed.or.jp/>)」により、65歳を超える人事制度を導入した企業や健康管理・職場の改善等に取り組む企業事例をホームページにて公開しています。

高齢労働者の労働災害防止対策についての情報は

厚生労働省ホームページに掲載しています



(R2. 3)

STOP！熱中症 クールワークキャンペーン

令和3年5月～9月

— 熱中症予防対策の徹底を図ろう —

職場における熱中症により、毎年約**20人**が亡くなり、約**1,000人**が4日以上仕事を休んでいます。
夏季を中心に「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を展開し、職場での熱中症予防に
取り組みましょう！

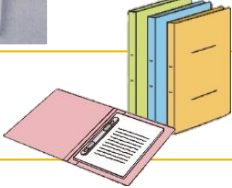
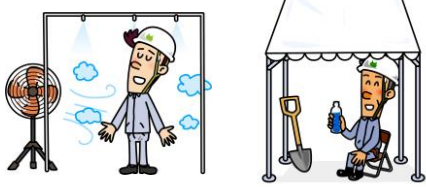
事業場では、期間ごとの実施事項に重点的に取り組んでください。

●実施期間：令和3年5月1日から9月30日まで（準備期間4月、重点取組期間7月）



確実に実施できているかを確認し、☐にチェックを入れましょう！

準備期間（4月1日～4月30日）

- | | | | |
|--------------------------|-----------------|---|---|
| ☐ | WBGT値の把握の準備 | JIS 規格「JIS B 7922」に適合した WBGT指数計 を準備しましょう。 |  |
| ☐ | 作業計画の策定など | WBGT値に応じて、作業の中止、休憩時間の確保などができるよう 余裕を持った作業計画 をたてましょう。 |  |
| ☐ | 設備対策・休憩場所の確保の検討 | 簡易な屋根の設置、通風または冷房設備やミストシャワーなどの設置により、 WBGT値を下げる方法 を検討しましょう。
また、作業場所の近くに 冷房 を備えた休憩場所や 日陰 などの涼しい休憩場所を確保しましょう。 |  |
| ☐ | 服装などの検討 | 通気性の良い作業着 を準備しておきましょう。 身体を冷却する機能をもつ服 の着用も検討しましょう。 |  |
| ☐ | 教育研修の実施 | 熱中症の防止対策について、 教育 を行いましょう。 |  |
| ☐ | 労働衛生管理体制の確立 | 衛生管理者 などを中心に、事業場としての 管理体制 を整え、必要なら 熱中症予防管理者の選任 も行いましょう。 |  |
| ☐ | 緊急時の措置の確認 | 体調不良時に搬送する病院や緊急時の対応について確認を行い、周知しましょう。 |  |

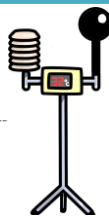
【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会 【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会 【後援】関係省庁（予定）



STEP
1

□ **WBGT値の把握**

JIS 規格に適合したWBGT指数計でWBGT値を測りましょう。



WBGT指数計の例

STEP
2

準備期間中に検討した事項を確実に実施するとともに、測定したWBGT値に応じて次の対策を取りましょう。

☐ WBGT値を下げるための設備の設置	準備期間に検討した設備、休憩場所を設置しましょう。	
☐ 休憩場所の整備	休憩場所には氷、冷たいおしぼり、シャワー等や飲料水、塩飴などを設置しましょう。	
☐ 通気性の良い服装など	準備期間に検討した通気性の良い服装なども着用しましょう。	
☐ 作業時間の短縮	WBGT値が高いときは、 単独作業を控え 、WBGT値に応じて 作業の中止、こまめに休憩をとる などの工夫をしましょう。	
☐ 熱への順化	暑さに慣れるまでの間は 十分に休憩を取り、1週間程度かけて徐々に身体を慣らし ましょう。特に、 入職直後や夏季休暇明け の方は注意が必要です！	
☐ 水分・塩分の摂取	のどが渴いていなくても 定期的に水分・塩分 を取りましょう。	
☐ プレクーリング	休憩時間にも体温を下げる工夫をしましょう。	
☐ 健康診断結果に基づく措置	①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢 などがあると熱中症にかかりやすくなります。医師の意見をきいて人員配置を行いましょう。	
☐ 日常の健康管理など	前日のお酒の飲みすぎはないか、寝不足ではないか、当日は朝食をきちんととったか、管理者は確認しましょう。熱中症の具体的症状について説明し、早く気付くことができるようにしましょう。	
☐ 労働者の健康状態の確認	作業中は管理者はもちろん、作業員同士お互いの健康状態をよく確認しましょう。	

STEP
3

熱中症予防管理者等は、WBGT値を確認し、巡視などにより、次の事項を確認しましょう。

- ☐ WBGT値の低減対策は実施されているか
- ☐ 各労働者が暑さに慣れているか
- ☐ 各労働者は水分や塩分をきちんと取っているか
- ☐ 各労働者の体調は問題ないか
- ☐ 作業の中止や中断をさせなくてよい

□ **異常時の措置**

～少しでも異変を感じたら～

- ・ **いったん作業を離れる**
- ・ **病院へ運ぶ、または救急車を呼ぶ**
- ・ **病院へ運ぶまでは一人きりにしない**

重点取組期間（7月1日～7月31日）

- ☐ 実施した対策の効果を再確認し、必要に応じ追加対策を行いましょう。
- ☐ 特に梅雨明け直後は、WBGT値に応じて、作業の中断、短縮、休憩時間の確保を徹底しましょう。
- ☐ 水分、塩分を積極的に取りましょう。
- ☐ 各自が、睡眠不足、体調不良、前日の飲みすぎに注意し、当日の朝食はきちんと取りましょう。
- ☐ 期間中は熱中症のリスクが高まっていることを含め、重点的に教育を行いましょう。
- ☐ 少しでも異常を認めたときは、ためらうことなく、病院に搬送しましょう。

